

## 第1回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時  
開催場所

平成31年1月15日（火） 午後3時00分  
岐阜市役所 低層部3階 大会議室

出席農業  
委員

櫻井 宏 ・ 福田 正義 ・ 河田 均 ・ 永田 昭三  
林 安廣 ・ 梶下 信孝 ・ 山口 基治 ・ 森瀬 宏  
野々村 貢 ・ 清水 健吉 ・ 林 明 ・ 江崎 和浩  
中川美那子 ・ 江崎 美咲 ・ 國井 忠男 ・ 古田 薫  
松野 芳正

欠席農業  
委員

西垣 隆

会 長

栗本 恒雄

出席農地  
利用最適  
化推進委  
員

井川 武雄 ・ 伊藤 一仁 ・ 伊藤 義照 ・ 臼井 正典  
塩谷 芳美 ・ 大野 千秋 ・ 小河 先 ・ 奥村 富則  
加納 康男 ・ 神谷 保行 ・ 栞原 修司 ・ 後藤 宗夫  
杉本 宜永 ・ 鷺見 郁雄 ・ 高橋 直美 ・ 田中 鉄男  
辻 政廣 ・ 戸崎 和美 ・ 豊吉 育夫 ・ 丹羽喜美夫  
林 俊朗 ・ 福井 正弘 ・ 堀 美勝 ・ 本田 忠男  
眞鍋 勇 ・ 村瀬 新一 ・ 山田 貞夫

事 務 局

事務局長	奥田 泰史		
副主幹	高島 明見	主査	則竹 邦彦
副主査	吉村 雅子	主任	棚橋 秀行
主任主事	木下 勇氣	主事	片岡 美晴
主事	佐藤 優希	主事	福菌 いづみ

議 案

- 第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について
- 第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出並びに同法第 4 条第 1 項第 7 号及び第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 第 4 号 租税特別措置法第 7 0 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について
- 第 5 号 特定農地貸付けの承認について
- 第 6 号 農業委員会委員の担当地区の決定について

議 長

それでは、平成 3 1 年第 1 回農業委員会総会を開会致します。ただいまの出席委員は、1 9 名中 1 8 名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告致します。

議 長

議事に入るに先立ちまして、本日から、林明委員が新たに農業委員となりました。そこで、最初に議席を決定したいと思います。議席の決定は、農業委員会会議規則第 6 条第 2 項により「補欠の委員の議席は、議長が定める」となっておりますので、議長である私が議席番号を指定致します。

林委員の議席番号は、前任者の議席番号でありました 1 2 番と致します。

議 長

続きまして、本日の議事録署名者を慣例によりまして、私から指名でお願いしたいと思いますのですが、よろしいですか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

それでは、議席番号 9 番、森瀬宏委員、議席番号 1 0 番、野々村貢委員、よろしく申し上げます。

議 長

本日、農地利用最適化推進委員の御出席がありますので、農地利用最適化推進委員の方も御意見や御質問がありましたらよろし

くお願いします。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転13件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について説明させていただきます。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合の許可申請であります。今回提案しております申請のいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願い致します。

申請明細1番、島地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。

申請明細2番、南長森地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の廃止を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

申請明細3番、北長森地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

申請明細4番、北長森地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。

3ページをお願い致します。

申請明細5番、岩野田地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。

申請明細6番、黒野地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

申請明細7番、方県地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。

申請明細 8 番、市橋地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

4 ページをお願い致します。

申請明細 9 番、厚見地区からの申請内容は、使用貸借の権利設定で、農業経営の縮小を図る使用貸人から、農業経営の拡大を図る使用借人へ田を貸すものです。

申請明細 10 番、芥見地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の廃止を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

申請明細 11 番、合渡地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。

申請明細 12 番、網代地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。

5 ページをお願い致します。

申請明細 13 番、柳津地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

申請明細 14 番、柳津地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の廃止を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田、畑を譲り渡すものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 1 号について事務局から申請内容の説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の農業委員の皆様から説明をいただきます。

それでは、2 ページ 1 番の島地区の申請については、担当地区の古田薫委員、御説明をお願いします。

古田委員

今回の申請は、農業経営の縮小を図る譲渡人から農業経営の拡大を図る譲受人へ、農地の所有権を移転するものです。

12月19日に、農地利用最適化推進委員及び事務局職員とともに現地立会いを行いました。譲受人は、島地区を中心に野菜を

栽培しており、今回の申請地でも野菜を栽培する予定とのことです。地域の取り決めも十分理解しており、許可については問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、同じく2ページ2番の南長森地区、3番及び4番の北長森地区からの申請については、担当地区の林安廣委員、御説明をお願いします。

林委員

はじめに申請明細2番ですが、南長森地区に居住している農業経営の拡大を図る譲受人が、農業経営の縮小を図る譲渡人から農地を取得するものであります。

譲受人は申請地の隣地も所有しており、引き続き水稻を栽培するとのことです。農地利用最適化推進委員、事務局職員と現地立会いを行い、農地を適正に管理しているため、地元として許可は問題ないと判断しております。

続きまして申請明細3番の北長森地区の申請は、農業経営を縮小したい譲渡人が農業経営を拡大したい譲受人に農地を売買するものであります。

12月18日に農地利用最適化推進委員、事務局職員とともに現地立会いを行いました。譲受人は、これまでも地元で水稻を栽培しており、引き続き水稻を栽培する予定とのことです。地域の取り決めも十分理解しており、許可については問題ないと考えております。

続きまして申請明細4番の北長森地区の申請は、農業経営を縮小したい譲渡人が農業経営を拡大したい譲受人に農地を売買するものであります。

12月18日に現地立会いを行いました。譲受人は、これまでも地元で一般野菜及び水稻を栽培しており、申請地では一般野菜を栽培する予定とのことです。地域の取り決めも十分理解しており、許可については問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、3ページ5番の岩野田地区からの申請については、担当地区の河田均委員、御説明をお願いします。

河田委員

今回の申請は、高齢のため農業経営を縮小したい譲渡人が農業経営を拡大したい譲受人に農地を売買するものであります。

譲受人は野菜及び水稻の栽培をしており、耕作状況も問題ないことを確認しております。

12月26日に農地利用最適化推進委員、事務局職員とともに現地立会いを行いました。譲受人は、申請地で果樹の栽培を行うとのことで、地域の取り決めも守っていただけるということを立会時に確認しており、許可については問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、3ページ6番の黒野地区、7番の方県地区からの申請については、担当地区の野々村委員、御説明をお願いします。

野々村委員

はじめに申請明細6番の黒野地区ですが、農業経営の縮小を図る譲渡人から農業経営の拡大を図る譲受人へ、農地の所有権を移転するものです。

12月13日に、農地利用最適化推進委員及び事務局職員とともに現地立会いを行いました。譲受人は、これまでも地元で水稻及び野菜を栽培しており、所有農地も適正に管理されています。今回の申請地においては水稻を栽培する予定とのことです。地域の取り決めも十分理解しており、許可については問題ないと考えております。

続きまして申請明細7番の方県の申請は、方県地区に居住している農業経営の拡大を図る譲受人が、農地を取得するものであります。

12月27日に農地利用最適化推進委員、事務局職員とともに現地立会いを行いました。譲り受ける農地では野菜を栽培するとのことです。譲受人は所有農地を適正に管理しておられますし、地域の取り決めを守っていただけることを約束してもらいました。地元としては許可は問題ないと判断しております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、3ページ8番の市橋地区からの申請については、担当地区の永田昭三委員、御説明をお願いします。

永田委員

今回の申請は、農業経営を縮小したい譲渡人が農業経営を拡大したい譲受人に農地を売買するものであります。

譲受人は市内では耕作しておりませんが、近郊で野菜、水稻の栽培をしており、これまでの耕作状況も問題なく、農機具も十分に保有しています。

12月25日に農地利用最適化推進委員、事務局職員とともに現地立会いを行いました。譲受人は、申請地で野菜の栽培を行うとのことで、地域の取り決めも守っていただけるということを立会時に確認しており、地元としても許可については問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、4ページ9番の厚見地区からの申請については、担当地区の林安廣委員、御説明をお願いします。

林委員

今回の申請は、農業経営を縮小する使用貸人から借人へ農地を貸借するものであります。

借人は主に水稻の栽培を行っており、申請地では水稻を栽培される予定と聞いております。使用借人は以前から今回の対象筆の一部の作業を引き受けており、また農地所有適格法人であり、認定農業者でもあります。地元の取り決めも十分に理解していただいておりますので、問題は無いものと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、4ページ10番の芥見地区からの申請については、担当地区の清水健吉委員、御説明をお願いします。

清水委員

今回の申請は、農業経営を廃止したい譲渡人が、申請地の一部において隣接農地を耕作しており親戚でもある譲受人に農地を売り渡すものであります。

1月4日に農地利用最適化推進委員及び事務局職員とともに現地立会いを行いました。譲受人はトラクターや田植え機など、農機具は別の親戚の方と共同使用しており、申請地においては水稻の栽培を行う予定と聞いております。譲受人は地区外に居住し、水稻及び一般野菜を栽培しておりますが、隣接農地を耕作しており地域の取り決めも理解しております。また転作ブロックローテ

ーションについても協力していただけるとのことですので、地元として許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、4ページ11番の合渡地区からの申請については、担当地区の國井忠男委員、御説明をお願いします。

國井委員

今回の申請は、農業経営の縮小を図る譲渡人から農業経営の拡大を図る譲受人へ、農地の所有権を移転するものです。

12月25日に、農地利用最適化推進委員及び事務局職員とともに現地立会いを行いました。譲受人は、今回の申請地において果樹及び野菜を栽培する予定とのこと。地域の取り決めも十分理解しており、許可については問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、4ページ12番の網代地区からの申請については、担当地区の松野芳正委員、御説明をお願いします。

松野委員

今回の申請は、網代地区に居住しており、農業経営の拡大を図る譲受人が農地を取得するものであります。

12月19日に事務局職員とともに現地立会いを行いました。譲り受ける農地では柿を栽培するとのこと。譲受人は所有農地を適正に管理しておられますし、地域の取り決めを守っていただけることを約束してもらいました。地元としては許可は問題ないと判断しております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、5ページ13番及び14番の柳津地区からの申請については、担当地区の梶下信孝委員、御説明をお願いします。

梶下委員

申請明細13番の申請は、農業経営を縮小したい譲渡人が農業経営を拡大したい譲受人に農地を売買するものであります。

譲受人は、水稻や野菜の栽培をしており、これまでの耕作状況も問題なく、農機具も保有しています。12月18日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と現地立会いを行い、地域の取り決めなどを守っていただけるということを確認しており、許可は問

題ないと判断しております。

続きまして申請明細14番の申請は、遠隔地に在住しており農業経営が困難である譲渡人が農業経営を拡大したい譲受人に農地を売買するものであります。

譲受人は、水稻や野菜の栽培をしており、これまでの耕作状況も問題なく、農機具も十分に保有しています。12月18日に現地立会いを行い、地域の取り決めなどを守っていただけるということを確認しており、許可は問題ないと判断しております。

議長

ありがとうございました。

議案第1号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議長

引き続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、所有権の移転1件、賃借権の設定1件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第2号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について説明させていただきます。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするために、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請であります。

7ページをお願い致します。

用途区分別総括表にありますように、用途区分別では農家住宅が1件、店舗等施設1件、合計2件で転用面積は、田662平方メートル、畑49平方メートル、合計711平方メートルとなっております。

8ページをお願い致します。

申請明細1番、常磐地区の申請内容は、所有権移転による住宅

敷地への転用です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。ただし今回の申請は、既存敷地の拡張にあたりその転用面積が既存施設の2分の1以下であるため、許可し得るものです。

申請明細2番、南長森地区の申請内容は、賃貸借設定による駐車場への転用です。申請地は、鉄道の駅からおおむね500メートル以内の区域であるため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。議案第2号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議長

引き続きまして、議案第3号、農地法第3条の3の規定による届出並びに同法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について、第3条の3届出42件、第4条届出8件、第5条届出35件、以上を報告させていただきます。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第3号農地法第3条の3の規定による届出並びに同法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明させていただきます。

はじめに第3条の3の規定による許可が不要であります相続等による農地の権利取得の届出です。

10ページをお願い致します。

各地区別の報告となっております。届出のありました42件の内訳は、

田が74筆48, 109平方メートル、

畑が78筆23, 751.70平方メートル、

計152筆71,860.70平方メートルでありました。

続きまして11ページをお願い致します。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。用途区別では、一般個人住宅が3件、集団住宅その他が2件、貸駐車場・資材置場が2件、その他が1件、合計8件で、面積と致しましては、

田、畑合計で5,435平方メートルとなっております。

受理明細は12ページから13ページに記載してございます。

続きまして14ページをお願い致します。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。用途区別では、一般個人住宅が13件、集団住宅その他が15件、道水路・鉄道用地が1件、工・鉱業用地が3件、店舗等施設が2件、再生エネルギー発電設備が1件、合計35件で、面積と致しましては、田、畑合計で17,298.78平方メートルとなっております。

受理明細につきましては、15ページから23ページとなっております。

以上、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、平成30年12月に農業委員会事務局規程に基づき、農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告させていただきます。

議長

ただいまの議案第3号については、報告議案でございますので御承知おきください。

議長

引き続きまして、議案第4号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は2件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第4号租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について説明させていただきます。

25ページをお願い致します。

今回は、2件提出されており、特例適用農地面積は、畑が1,963平方メートルとなっております。

証明願の内容審査としまして、事務局において遺産分割協議書等による相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか十分調査し、提案させていただいております。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第4号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議長

引き続きまして、議案第5号、特定農地貸付けの承認について、承認申請2件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第5号特定農地貸付けの承認について説明させていただきます。

特定農地貸付けとは、市民農園を開設するため農地を複数の区画に分け、農業を職業としない利用者に貸し付け、利用者は余暇利用の一つとして、割り当てられた区画で農作業を行うもので、農地利用促進を図る一つの方法であります。

農地を耕作目的で権利設定を行う場合は、農地法第3条の許可が必要となりますが、次に申し上げます条件を満たしている場合は、農業委員会の承認により農地の貸借が可能となるもので、農地法等に関する特例を措置しているものであります。

特定農地貸付の条件としては、1区画が10アール未満の貸し付けであること、相当数の者を対象として定型的な条件で行われるものであること、営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること、5年を超えない貸付期間であること、その者が所有する農地の貸付けに当たって、合意しておくべきものとして農林水産省令で定める事項を内容とする貸付協定を当該農地の所在地を管轄する市町村と締結していることが条

件となっております。

27ページの申請明細を御覧ください。

申請明細1番、2番、三里地区からの申請地は、市街化区域内の畑です。申請内容を審査しましたところ、いずれの申請も特定農地貸付けの条件をすべて満たし、適正であると認められますので承認し得るものであります。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第5号について事務局から説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議 長

引き続きまして議案第6号、農業委員会委員の担当地区の決定についてを議題と致します。

林明委員が新たに農業委員となられましたので、各地区の担当委員を決定したいと思います。

どのように決定したらよいか、お諮り致します。御意見ございませんか。

議 長

御意見が無いようでございます。事務局は何か案を持っていますか。

奥田事務局長

案を御用意しております。

議 長

事務局に案があるとのことですので、発表していただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議が無いようでございますので、発表していただきます。

奥田事務局長

事務局案を、配布させていただきます。

**【事務局案を配布】**

奥田事務局長

農業委員の皆様を担当地区を持って活動いただいておりますが、現在、林安廣委員が担当されている南長森地区、北長森地区と、清水委員が担当されている日野地区を、林明委員に担当していただく案でございます。説明は以上でございます。

議 長

ただいま、お配りしました事務局案について、何か御意見、御質問がございましたら御発言いただきたいと思います。

議 長

御意見が無いようでございますので、ただいま発表致しましたとおり決定してよろしいですか。

**【「異議なし」との声が多数あり。】**

議 長

御異議ございませんので、ただいま、発表いたしましたとおり担当地区を決定致します。

議 長

引き続きまして、現在、黒野地区、岩地区及び芥見地区において砂利採取に伴う一時転用許可がされています。

黒野地区の工事の進捗状況について、担当地区の野々村貢委員、御説明をお願いします。

野々村委員

黒野区内で現在行われている砂利採取の状況を報告致します。

現在埋戻し作業が行われており、1月7日に事業者と県及び市の関係部局による定期立入検査がありましたが、問題なく埋戻しが行われていることを確認しております。

今後も農地への復元まで、地区農政推進委員や関係部局による見回りを行ってまいります

議 長

ありがとうございました。

続きまして、岩地区及び芥見地区の工事の進捗状況について、担当地区の清水健吉委員、御説明をお願いします。

清水委員

岩地区内 1 件及び芥見地区内 1 件の砂利採取の状況を報告致します。

1 月 7 日に県及び市の関係部局による定期立入検査を行っております。岩滝西 3 丁目地内及び芥見嵯峨 2 丁目地内の砂利採取につきましては、いずれも現在埋戻し作業を行っておりますが、特に問題は確認されておりません。今後も引き続き、地区農政推進委員や関係部局による見回りを行ってまいります。

議長

ありがとうございました。

ただいま報告のありました工事の進捗状況について、何か御質問等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御質問も無いようですので、砂利採取の報告については、これをもって終わらせていただきます。

なお、黒野地区、岩地区及び芥見地区については今後も引き続き中間報告をお願いしたいと思います。

議長

以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしましたので、本日の会議はこれにて終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 4 0 分閉会を宣す。